

法人設立届出書の記載要領等

内国法人である普通法人又は協同組合等（法人税法別表第3に掲げる法人）を設立した場合には、その設立の日以後2月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

1 添付書類

この届出書は、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下「定款等」といいます。）の写しを添付して提出してください。

2 各欄の記載方法

- (1) 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。

なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

- (2) 「本店又は主たる事務所」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

- (3) 「設立時の資本金又は出資金の額」欄には、設立時に登記した資本金の額又は出資金の額を記載してください。

- (4) 「代表者住所」欄には、その代表者の住所地を、「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を記載してください。

- (5) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。

（注）合併又は新設分割により設立した法人である場合には、新設合併設立法人又は新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。

- (6) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。

- (7) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なものと及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。

- (8) 「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である場合にその設立年月日を記入してください。この欄に設立年月日を記入した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。

（注）新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間（一般的には、設立第1期目及び第2期目）について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。

なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間（一般的には、設立第3期目）からは、原則として基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。

このため、設立第3期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときには、改めて「消費税課税事業者選択届出書」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。

- (9) 「支店、出張所、工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。

- (10) 「設立の形態」欄には、該当する番号を記載してください。新設分割により設立した法人で、当該分割が法人税法第2条第12号の9（分割型分割）に該当する場合には「区分3」欄に「1」を、同条第12号の10（分社型分割）に該当する場合には「2」を、分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式等の一部のみをその分割法人の株主等に交付するものである場合には「3」を記載してください。

（注）「設立の形態」の「区分1」欄が2から4までである場合には、確定申告の際、組織再編成に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書その他これらに類するものの写し及び「組織再編成に係る主要な事項の明細書」を添付しなければならないことになっております。

- (11) 「区分5」欄は、「設立の形態」欄の「区分1」が2から4までである場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第2条第12号の8（適格合併）、同条第12号の11（適格分割）又は同条第12号の14（適格現物出資）に該当する場合には「1」を、該当しない場合には「2」を記載してください。

- (12) 「事業開始（見込み）年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。
- (13) 「『給与支払事務所等の開設届出書』提出の有無」欄は、その提出の有無のいずれかの該当の番号を記載してください（既に別途に提出している場合は「1」を記載してください。）。
- （注）給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。
- (14) 「関与税理士」欄は、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。
- (15) 「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの該当の番号を記載してください。
- (16) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。